

(写)

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第5号

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市手数料条例（平成12年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 証明等手数料			別表第1（第2条関係） 証明等手数料		
証明等の種類	単位	金額	証明等の種類	単位	金額
省 略			省 略		
優良住宅新築認定申請 新築住宅の床面積の合計が ・ <u>100m²以下のとき。</u> ・ <u>100m²を超え500m²以下のとき。</u> ・ <u>500m²を超え2,000m²以下のとき。</u> ・ <u>2,000m²を超え10,000m²以下のとき。</u> ・ <u>10,000m²を超えるとき。</u>	1件	6,200円 8,600円 13,000円 35,000円 43,000円	優良住宅新築認定申請 新築住宅の床面積の合計が ・ 100m ² 以下のとき ・ 100m ² を超え500m ² 以下のとき ・ 500m ² を超え2,000m ² 以下のとき ・ 2,000m ² を超え10,000m ² 以下のとき ・ 10,000m ² を超えるとき	1件	6,200円 8,600円 13,000円 35,000円 43,000円
マンション管理計画認定申請（認定の更新を含む。）	1件	4,000円			
		長期修繕計画が 複数ある場合 1を超える計画 の数に2,00 0円を乗じて得 た額を加算			
マンション管理計画変更認定申請	1件	14,500円			

犬の登録	1頭	2,000円	犬の登録	1頭	2,000円
省略			省略		
備考	省略		備考	省略	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。